



環境対応が 契約実務に 与える影響

東京弁護士会

中小企業法律支援センター・SDG S P T

委員 山崎岳人

持続可能性に配慮した サプライチェーンの構築

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における取組

持続可能性に配慮した調達コード

持続可能性に配慮した調達コードの趣旨

- 「組織委員会は、大会の準備・運営段階の調達プロセスにおいて、大会開催のために真に必要な物品・サービスを調達していくとともに、**経済合理性のみならず持続可能性にも配慮**した調達を行うことを通じてその社会的責任を果たしていくべきと考えており、その具体を検討するための原則」として策定
- 「この間に国連で採択された「**持続可能な開発目標（SDGs）**」においても、『持続可能な消費及び生産のパターンを確保する』という目標が設定されているが、（中略）**社会全般における消費・生産パターンの変革というレガシー**につながるものである」

適用範囲

- 「組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品（以下、「調達物品等」という。）の全てを対象とする。」
- 組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、調達物品等の製造・流通等に関して、調達コードを遵守することを求める。
- 組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、それらのサプライチェーンも調達コードを遵守するように働きかけることを求める。

調達における持続可能性の原則

- 「組織委員会は、持続可能性に配慮した大会の準備・運営を実現するため、透明性やデュー・デリジェンスの概念を含む4つの原則に基づいて持続可能性に配慮した調達を行う。」

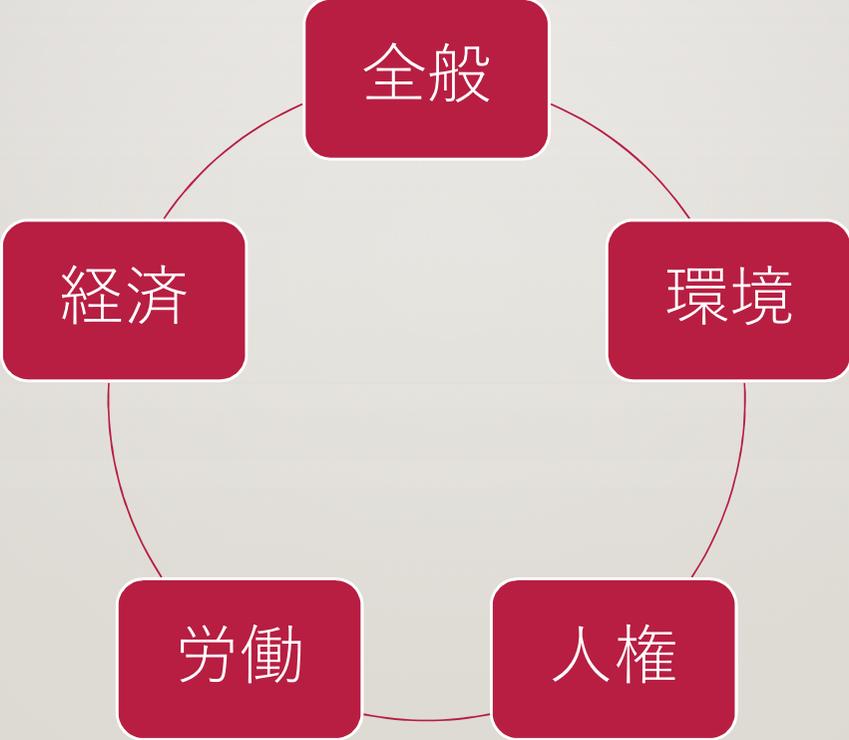
(1)どのように供給されているのか

(2)どこから採り，何を使って作られているのか

(3)サプライチェーンへの働きかけを重視する

(4)資源の有効活用を重視する

持続可能性に関する基準



- 全般
 - ①法令遵守, ②報復行為の禁止
- 環境
 - ①省エネルギー, ②低炭素・脱炭素エネルギーの利用, ③その他の方法による温室効果ガスの削減
 - ④3Rの推進, ⑤容器包装等の低減, ⑥汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理
 - ⑦資源保全に配慮した原材料の採取 ⑧生物多様性の保全
- 人権
 - ①国際的人権基準の遵守・尊重, ②差別・ハラスメントの防止, ③地域住民等の権利侵害の禁止
 - ④女性の権利尊重, ⑤障がい者の権利尊重, ⑥子どもの権利尊重
 - ⑦社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重
- 労働
 - ①国際的労働基準の遵守・尊重, ②結社の自由・団体交渉権, ③強制労働の禁止, ④児童労働の禁止
 - ⑤雇用及び職業における差別の禁止, ⑥賃金, ⑦長時間労働の禁止, ⑧職場の安全・衛生
 - ⑨外国人・移住労働者
- 経済
 - ①腐敗の防止, ②公正な取引慣行, ③紛争や犯罪への関与のない原材料の使用, ④知的財産権の保護
 - ⑤責任あるマーケティング, ⑥情報の適切な管理, ⑦地域経済の活性化

担保方法

- サプライヤー又はライセンサーとなることを希望する事業者からの誓約
- サプライチェーンへの働きかけ
- 取組状況の記録化，開示・説明
- 遵守状況の確認・モニタリング
- 改善措置
- 契約解除

「組織委員会は，サプライヤー及びライセンサーが調達コードの重大な不遵守があるにもかかわらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合，契約を解除することができる。ただし，サプライヤー及びライセンサーのサプライチェーンにおける調達コードの不遵守に関しては，サプライヤー及びライセンサーが本調達コードの規定及び組織委員会の要請に基づきサプライチェーンに対し適切な働きかけを行っている限り，契約解除の対象とはならない。」

事業者からの誓約

- 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会事務総長宛に、次の誓約文言を記載した文書を差し入れる

下記契約の締結にあたり、当社の持続可能性の確保に向けた取組状況については、○月○日付けで提出したとおりであることを表明するとともに、貴会が策定する「持続可能性に配慮した調達コード」の遵守に向けて取り組むことを誓約します。

サプライチェーンへの働きかけ

「サプライチェーン及びライセンサーは、サプライチェーンへの働きかけやコミュニケーションを確実にするため、サプライチェーンとの間の契約、組織委員会が別途作成するサステナビリティ条項のモデル条項又はこれに類似する条項を挿入することを検討すべきである」

持続可能性に配慮した調達コード（第3版）52頁から抜粋
（甲が発注企業，乙が受注企業）

第〇条（持続可能性の配慮）

1（本条項の目的）

甲は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が策定した「持続可能性に配慮した調達コード」（以下、「調達コード」という。）の遵守に取り組むことを誓約しているところ、甲及び乙は、調達物品等の製造・流通等における持続可能性の配慮を両者の共同の取組として推進するために、本条項に合意する。

2（調達コードの遵守）

乙は、甲が乙から調達する物品・サービスの製造・流通等に際して、調達コードの内容を確認し、その遵守に向けて必要な措置を講じる。

3（サプライチェーンへの働きかけ）

乙は、乙のサプライチェーンに対して、調達コード又はこれと同様の調達方針等の遵守を求めるなどの働きかけを行う。

4（発注企業による情報提供）

甲は、乙に対し、調達コードの遵守に取り組む上で有用な情報を提供するように努める。

5（受注企業による報告）

乙は、甲の求めに応じて、甲に対し、調達コードの遵守やサプライチェーンへの働きかけの状況を報告する。また、乙は、乙又は乙のサプライチェーンにおける調達コードの不遵守またはその疑いを生じ得る事実が判明した場合、甲に対し、速やかに報告する。

6（発注企業の調査権・監査権）

甲は、乙の調達コードの遵守状況を調査し、又は第三者による監査の受け入れを求めることができ、乙は、これに協力する。また、乙は、甲の求めに応じて、乙のサプライチェーンに対し、調達コードの遵守状況を調査し、又は第三者による監査の受け入れを求める。

7（改善措置）

甲は、乙に調達コードの不遵守があることが判明した場合、乙に対し、改善措置を要求することができる。

また、乙は、乙のサプライチェーンにおける調達コードの不遵守が判明した場合、甲の求めに応じて、乙のサプライチェーンに対し、改善措置を要求する。

8（解除権）

甲は、前項の甲の乙に対する改善措置の要求にもかかわらず、乙が相当な期間内に調達コードの不遵守を是正せず、その結果調達コードの重大な不遵守が継続した場合、乙との間の調達契約を解除することができる。

9（損害賠償の免責）

甲が前項の規定により、乙との間の調達契約を解除した場合、乙に損害が生じたとしても、甲は何らこれを賠償ないし補償することを要しない。

通報受付窓口の設置

- 「組織委員会は、調達コードの不遵守に関する通報（調達コードの不遵守又はその疑いを生じ得る事実をその内容とするもの。以下、単に「通報」という。）を受付、これに適切に対応するため、通報受付窓口を設置する。」
- 2018年4月から2021年12月までの間の通報件数は18件
 - うち、「通報」に該当しないと判断された案件 12件
 - 調達コードの不遵守が確認されなかった案件 2件
 - 調達コードの不遵守が確認された案件 1件（ハラスメント）
 - 事実調査困難事案 3件（海外のパーム農園）

CSRモデル条項

日本弁護士連合会「人権デューデリジェンスのためのガイダンス（手引）」61頁・2015年1月
（甲が発注企業、乙が受注企業）

第〇条（CSR条項）

1（本条項の目的）

甲は、企業の社会的責任（CSR）及び人権を尊重する責任を果たすために、CSR行動規範を策定した上これを遵守し、かつ人権方針を策定した上人権デュー・デリジェンスを実施しているところ、サプライチェーン全体におけるCSR・人権配慮が必要となっていることにかんがみ、甲及び乙は、そのための共同の取組を継続的に推進するために、本条項に合意するものとする。

2（CSR行動規範の遵守）

乙は、甲と共同して企業の社会的責任を果たすために、別紙規定のCSR行動規範を遵守することを誓約する。また、乙は、乙の調達先（本件取引基本契約の対象となる製品、資材又は役務に関連する調達先に限る。サプライチェーンが数次にわたるときは全ての調達先を含む。以下「関連調達先」という。）がCSR行動規範を遵守するように、関連調達先に対する影響力の程度に応じて適切な措置をとることを誓約する。ただし、乙の2次以下の関連調達先がCSR行動規範に違反した場合に乙に直ちに本条項の違反が認められることにはならず、乙がこの事実を知り又は知りうべきであったにもかかわらず適切な措置をとらなかった場合にのみ本条項の違反となるものとする。

3（人権デュー・デリジェンスの実施）

乙は、甲と共同して企業の人権を尊重する責任を果たすために、本取引基本契約締結後速やかに、人権方針を策定した上人権デュー・デリジェンスを実施することを誓約する。また、乙は、乙の関連調達先が同様の措置をとるように、その関連調達先に対する影響力の程度に応じて適切な措置をとることを誓約する。ただし、乙の2次以下の関連調達先が人権デュー・デリジェンスを実施しなかった場合に乙に直ちに本条項の違反が認められることにはならず、乙がこの事実を知り又は知りうべきであったにもかかわらず適切な措置をとらなかった場合にのみ本条項の違反となるものとする。乙及びその関連調達先が人権デュー・デリジェンスを実施するにあたっては、日本弁護士連合会「人権デュー・デリジェンスのためのガイダンス（手引）」を参照する。

4（発注企業の情報提供義務）

甲は、乙から第1項規定のCSR行動規範の遵守又は第2項規定の人権デュー・デリジェンスの実施の内容に関し説明を求められたときは、乙に対し、相当な範囲で情報を提供しなければならない。

5（サプライヤーの報告義務）

乙は、甲に対し、定期的に、乙及び乙の関連調達先のCSR行動規範遵守及び人権デュー・デリジェンス実施の状況を報告する義務を負う。乙は、当該報告にあたっては、甲の求めに応じて、報告の内容が真実であることを証明する客観的な資料を提出しなければならない。

CSRモデル条項

日本弁護士連合会「人権デューデリジェンスのためのガイダンス（手引）」61頁・2015年1月
（甲が発注企業，乙が受注企業）

【前ページからの続き】

6（サプライヤーの通報義務）

乙は，乙又は乙の関連調達先にCSR行動規範の違反事由又は重大な人権侵害が認められることが判明した場合，速やかに甲に対し，通報する義務を負う。

7（発注企業の調査権・監査権）

甲は，乙及び乙の関連調達先のCSR行動規範の遵守状況及び人権デュー・デリジェンス実施状況を調査し，又は第三者をして監査させることができ，乙は，これに協力しなければならない。

8（違反の場合の是正措置要求）

乙に第2項又は第3項の違反が認められた場合，甲は，乙に対し，是正措置を求めることができる。乙は，甲からかかる是正措置要求を受けた日から○週間以内に当該違反の理由及びその是正のための計画を定めた報告書を甲に提出し，かつ相当な期間内に当該違反を是正しなければならない。

9（是正措置要求に応じない場合の解除権）

前項の甲の乙に対する是正措置の要求にかかわらず，乙が相当な期間内に第2項又は第3項の違反を是正せず，その結果当該条項の重大な違反が継続した場合，甲は，本取引基本契約又は個別契約の全部若しくは一部を解除することができる。ただし，乙が当該違反を是正しなかったことに関し正当な理由がある場合は，この限りではない。

10（損害賠償の免責）

甲が前項の規定により，本取引基本契約又は個別契約の全部若しくは一部を解除した場合，乙に損害が生じたとしても，甲は何らこれを賠償ないし補償することを要しない。

11（CSR行動規範の改定）

甲は，CSR行動規範の改定が社会的に合理的と認められる場合又は乙からその承諾を得た場合，CSR行動規範を改定することができる。前者の場合，甲は，乙に対し，改定の内容を通知しなければならない。

環境問題はなぜ発生するのか

- 外部不経済とは、生産活動等による直接的影響により他人に損失を与えること
（例）環境問題
- 生産者が、社会的費用を自らのコストと捉えていないので、過剰な生産となり、最適な供給量が実現されない

（例）社会的限界費用 = （私的）限界費用 + 限界損失

（注）限界損失とは、他人に発生する追加的な損失額

なお、標準的なケースでは、価格が限界費用に等しくなるような生産水準が最適となる

（出所）神取道宏『ミクロ経済学の力』257頁以下（日本評論社・2014年）

交渉による 外部性の解決

- コースの定理
 - 第1定理 交渉コストが低ければ、当事者同士の交渉によって効率的な結果が達成可能
 - 第2定理 消費者の満足が消費者余剰で表示できるときには、外部効果に関する所有権を誰が持っているかにかかわらず、同一の生産量が実現される
- コースの定理には批判があり、このうち第1定理は、いくつかの前提条件がないと成立しないと言われている

(出所) 神取道宏『ミクロ経済学の力』269頁以下(日本評論社・2014年)

調達コード・サステナビリティ条項は環境問題の解決のために有意義なものとなっているか

- サステナビリティ条項は、生産者に、適切なインセンティブを与えているか

- (1) 契約のインセンティブは当事者の利害が相反するものよりは、一致するもののほうがよい

- (2) 契約を遵守させるインセンティブには、①金銭的な報酬、②倫理観・名声といったものがある。

- サステナビリティ条項は、契約条項が機能するための要件（※）を充足しているか

※契約条項が機能する要件は、①契約条項が規定する要件が容易に理解可能、②要件の成否が合理的な費用をかければ検証可能であることの2点

(参考文献) ハウエル・ジャクソン, ルイ・キャプロー, スティーブン・シャベル, キップ・ビスクシィ, デビット・コープ著, 神田秀樹, 草野耕一訳
『数理法務概論』61頁以下(有斐閣・2014年)

- サステナビリティ条項は、一方的な押し付けか、契約当事者の交渉による合意か

事業者団体による 規制と独占禁止法

- 事業者団体による環境への影響が懸念される製品の製造販売を停止する取決めが、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

「事業者団体が、構成事業者が供給する商品又は役務の種類、品質、企画等に関連して、環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的に基づく必要性から品質に係る自主規制等の活動を行うことについては、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い。しかしながら、事業者団体の活動の内容、態様等によっては、構成事業者による多様な商品又は役務の開発・供給等に係る競争を阻害することとなる場合もあり、独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第8条第3号、第4号及び第5号）。このような活動における競争阻害性の有無については、
〔1〕競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか、
〔2〕事業者間で不当に差別的なものではないかの判断基準に照らし、
〔3〕社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものかの要素を勘案しつつ、判断される（事業者団体ガイドライン第2の7(2)）」

東京高判平成24年6
月20日
審決集59巻第2分冊
113頁

- コンビニエンスストアのフランチャイズチェーンの加盟者らが、収納代行業務や24時間営業の強要が独占禁止法2条9項5号ハ〔不公正な取引方法のうち優越的地位の濫用〕に当たるとして、本部を訴えた事案で、優越的地位の濫用を認めなかった事案

「これらの諸点に照らすと、原告らと被告との間には、原告らにとって被告との取引を継続することができなくなれば事業経営上多大な支障を来すという関係があるということが出来るから、**本件基本契約等締結後における被告の取引上の地位は、原告らに対して優越している**ものというべきである（なお、本件全証拠によっても、原告ら各自と被告との間で本件基本契約等が締結されるまでの段階で、被告の取引上の地位が原告らに優越していたものと認めることはできない。）。」（東京高裁が引用した原審（東京地裁平成23年12月22日）の判決文）

- **本件基本契約等の締結時点で「あらかじめ計算できない不利益」を与えているか否か**が、優越的地位の濫用の成否のポイント
- 収納代行業務は本件基本契約等に明文の規定がなかったが、**コンビニチェーンのイメージを保持すべき義務が契約に明記**されていること、加盟者らの収入は不当に低廉ではないこと、本部が業務改善や強盗対策を講じていることなどを認定して、優越的地位を濫用しているといえないとした。

（参考）白石忠志『独禁法事例集』439頁以下（有斐閣・平成29年）

中小企業へのアドバイスの視点

- SDGsへの取組みにより、**競争優位を築く**ことができる
- 競争優位を築くにあたっては「ESG関連の課題はすべてが等しく重要なわけではなく、**業界ごとにより重要な課題が存在**する」を見過ごさない
(参考文献) ジョージ・セラフェイム (ハーバード・ビジネス・スクール教授) 「ESG戦略で競争優位を築く方法」
36頁・DIAMOND Harvard Business Review 2021年1月号
- 法的三段論法による戦略構築の必要性
- 中小企業法律支援センターでは、SDGsに先進的に取り組む中小企業の事例を収集し、公表する準備を進めている